

経済産業省

官 印 省 略
番 月 号
年 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

平成29年7月31日付け20170731資第4号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20170731 資 第 4 号
平成 29 年 7 月 31 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

平成29年7月31日

東北電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWサ企第1号

平成 29 年 7 月 31 日

経 済 産 業 大 臣

世 耕 弘 成 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力株式会社

取締役社長 原 田 宏 哉

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書きの規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類		接 続 供 給	備 考	
供給の相手方	氏 名 (名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住 所	同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上	
	供給場所	同 上		
供 給 電 力		同 上		
供 給 電 圧		同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数		同 上		
料金その他の供給条件の内容		同 上		
供給開始年月日及び有効期間		同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

平成29年7月22日からの大雨の影響により、当社供給区域内の秋田県大仙市に災害救助法が適用される等、多大な被害が発生している。

このため、災害救助法適用市およびその隣接市町（当社供給区域内に限る。）※において、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町は、以下の6市町。

秋田県： 秋田市，横手市，由利本荘市，仙北市，仙北郡美郷町

岩手県： 和賀郡西和賀町

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成 29 年 6 月（支払期日が 7 月 22 日以降となるものに限る。），7 月および 8 月料金計算分の料金算定日を，託送供給等約款（平成 29 年 3 月 1 日付け 20161031 資第 31 号認可。以下「託送供給等約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず，各々 1 か月間延長する。
- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において，被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には，託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず，当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を，被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り，免除する。
- 3 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において，被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し，または契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し，その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが平成30年1月末日までに行なわれ，かつ，その申込みが被災時

の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年1月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、平成30年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを平成30年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

別 添

託送供給等約款により難い理由

平成 29 年 7 月 22 日からの大雨の影響により，当社供給区域内の秋田県大仙市に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ，被災された電気の使用者の負担の軽減等を目的とし，災害救助法適用市およびその隣接市町において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について，電気事業法第18条第2項ただし書きの規定にもとづき，託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上